

問2 令和4年度 [問12] □ □ □

A 契約の成立
意思表示

Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aは、本心では202号室を売却するつもりではなく売買契約を締結した場合において、Bがそのことを知り、又は知ることができたときは、売買契約は無効となる。
- 2 Aは、本心では202号室を売却するつもりはなかったが、借入金の返済が滞り差押えを受ける可能性があったため、Bと相談のうえ、Bに売却したことにして売買契約を締結したときは、売買契約は無効となる。
- 3 Bは、甲マンションの近くに駅が新設されると考えて202号室を購入したが、そのような事実がなかったときは、Bが駅の新設を理由に購入したことがAに表示されていなくても、Bは売買契約を取り消すことができる。
- 4 Bは、知人のCによる詐欺により、202号室を購入することを決め、Aと売買契約を締結した場合において、BがCによる詐欺を理由に売買契約を締結したことをAが知らず、かつ、知ることもできなかつたときは、Bは売買契約を取り消すことができない。

■ ■ [正解] 3 ■ ■

□□ 1 正 ⇒総合講義上 16 頁

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ったときであっても、そのためにその効力を妨げられない（民 93 条 1 項本文）。しかし、相手方がそのことを知り、又は知ることができたときは、意思表示は無効となる（同項ただし書）。

□□ 2 正 ⇒総合講義上 17 頁

A の意思表示は、相手方 B と通じてした虚偽の意思表示であるから、無効となる（民 94 条 1 項）。

□□ 3 誤 ⇒総合講義上 18 頁

B には、法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤がある（民 95 条 1 項 2 号）が、B が意思表示を取り消すことができるるのは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限られる（同条 2 項）。本肢の B は、駅の新設という法律行為の基礎とした事情を A に表示していないため、契約を取り消すことができない。

□□ 4 正 ⇒総合講義上 19 頁

B は、第三者である C の詐欺によって A との間で売買契約を締結している。この場合には、相手方 A が詐欺の事実を知り、又は知ることができたときに限り、意思表示を取り消すことができる（民 96 条 2 項）。